

平成 25 年 3 月 21 日

放送受信料の未収者に対する強制執行の実施予告について

NHKは本日、16都道府県の40人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる法的手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 16都道府県 40人

(東京2、神奈川県8、埼玉県2、長野県1、茨城県3、大阪府6、京都府1、兵庫県6、滋賀県1、愛知県2、富山県1、広島県1、岡山県1、福岡県3、長崎県1、北海道1) 数字は人数

※ 富山県での強制執行の実施予告は初。

※ 支払期限 平成25年3月29日